

京都市立小学校条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第117号）（教育委員会事務局総務部調査課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業の施行に伴う町の設置等に伴い、次のとおり京都市立下鳥羽小学校の位置の表示を変更することとしました。

改正前	改正後
京都市伏見区下鳥羽長田町86番地の2	京都市伏見区下鳥羽長田町203番地

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとしました。

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第117号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市伏見区下鳥羽長田町86番地の2」を「京都市伏見区下鳥羽長田町203番地」に改める。

附 則

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第二地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

（教育委員会事務局総務部調査課）